

第12期東京地方労働審議会 第1回家内労働部会 議事録

- 1 日 時 令和6年3月18日(月) 午前10時12分から午後12時6分
- 2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 共用会議室1-3
- 3 出席者 公益代表委員2名 家内労働者代表委員3名 委託者代表委員3名
- 4 議事録

賃金課長 定刻になりましたので、ただ今から第12期東京地方労働審議会第1回家内労働部会を始めさせていただきます。

本日の家内労働部会は、第1回ですので、部会長が選出されるまで、事務局で議事を進めさせていただきます。

主任賃金指導官 お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしておりますのは、「議事次第」、「座席表」、「資料目次(その1)」と題した資料集、「資料目次(その2)」と題した資料集、「資料目次(その1)抜粋」の5点でございます。「資料目次(その1)」の資料集には資料1から7までを、「資料目次(その2)」の資料集には「資料8」をまとめております。「資料目次(その1)抜粋」は「資料6(4)」の資料「東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の工程・規格と類似した設定の他府県最低工賃額との比較」について、字が小さいため、拡大したものを別に追加させていただいたものです。

不足等ありましたら事務局にお申し付けください。

賃金課長 まず、「資料1」により委員の皆様の御紹介をさせていただき、あわせて御出席の確認とさせていただきます。

はじめに公益代表委員の方々です。石毛委員です。

石毛委員 石毛でございます。

賃金課長 深道委員です。

深道委員 深道でございます。よろしく申し上げます。

賃金課長 本日、権丈英子委員は所要により御欠席でございます。

家内労働代表者委員を御紹介させていただきます。精松委員です。

精松委員 精松です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 金子委員です。

金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 豊田委員です。

豊田委員 豊田です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 委託者代表委員を御紹介させていただきます。小野塚委員です。

小野塚委員 小野塚です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 清田委員です。

清田委員 清田です。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金課長 高橋委員です。

高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

賃金課長

ただ今、確認させていただきましたとおり、本日は、公益代表委員の権丈委員が御欠席ですが、委員定数9名のうち8名が御出席ですので、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第1項に定める定足数である、全委員の3分の2以上、又は各側委員の3分の1以上を充たしていることを御報告いたします。

委員の皆様方におかれましては、令和5年11月1日付けをもちまして、深道委員におかれましては東京地方労働審議会委員として、また、その他の委員の皆様におかれましては臨時委員としてそれぞれ東京労働局長が任命させていただいております。

また、令和5年12月13日に開催されました第12期第1回東京地方労働審議会におきまして、家内労働部会委員として指名されておりますことを御報告いたします。

委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、東京労働局からお一人お一人に直接お渡しすべきところではございますが、誠に恐れ入りますが、今回、予め机上に置かせていただきましたことを、何卒御寛容の程、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、労働基準部長の角南から御挨拶申し上げます。

労働基準部長 本日は、お忙しい中、東京地方労働審議会家内労働部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、労働基準行政の推進につきまして、平素から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、「東京都婦人既製洋服製造業最低工賃」の今後の取扱い等について御審議をしていただくこととしています。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただけますようお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

賃金課長 それでは、「議事（１）部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、委員及び臨時委員が選挙するとされております。

部会長の選出につきましては、どなたか御推薦いただけませんか。

石毛委員 部会長候補には、深道委員を推挙いたします。

賃金課長 ただ今、石毛委員より深道委員を部会長にとの御推挙がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

賃金課長 異議なしということですので、部会長は深道委員にお願いすることといたします。

なお、東京地方労働審議会運営規程第10条第1項には、部会長が本審委員である部会がその所掌する事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする、とされております。深道部会長は、東京地方労働審議会の委員であり、この規程が適用されます。

また、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第2項には、議事は、この会議に出席した者の過半数で決し、可否同数の

ときは、部会長の決するところによると規定されております。

それでは、部会長から御挨拶をいただき、以後の議事進行につきましては、部会長をお願いいたします。

深道部会長 各委員におかれましては、本日、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

部会長を務めることとなりました深道でございます。よろしくお願いいたします。

各委員には円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、「議事（１）部会長及び部会長代理」の部会長代理の選出を行います。

部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第６条第６項により、公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長が指名することになっておりますので、部会長の私から、石毛委員を部会長代理に指名させていただきます。

はじめに、本日の部会は、東京地方労働審議会運営規程第７条により準用される同規程第５条第１項により、公開の審議となっております。

この件について事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本部会の傍聴について、令和６年３月３日から１３日までを申込みの期間として本合同庁舎掲示板に公示し、併せて当局のホームページに掲載したところ、１名から傍聴希望の申込みがあり、これを認めました。

議事録及び会議の資料は、東京地方労働審議会運営規程第７条により準用される同規程第６条第１項及び第２項により、原則として公開することとされております。

深道部会長 それでは、「議事（２）東京都革靴製造業最低工賃について」に関して、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 それでは「資料（その１）」の３９ページ、「資料３（１）」を御覧ください。

東京都革靴製造業最低工賃の改正につきましては、令和５年３月１７日、第１１期東京地方労働審議会第３回家内労働部会において御審議いただき、

その結論を踏まえまして、令和5年3月29日付けで東京労働局長より東京地方労働審議会会長あて、最低工賃改正決定についての調査審議をお願いする旨の諮問をいたしました。

この諮問を受けまして設置されました東京都革靴製造業最低工賃専門部会において、令和5年4月24日から6月2日までの3回にわたり開催をし、その結果、裁断業務の工程を新設すること、既存の工賃である製甲及び底付けについて、品目婦人靴のパンプスにかかる工賃を11パーセント引き上げること、それ以外の各品目にかかる工賃を16パーセント引き上げることが適当である旨の答申をいただきました。

これを受けまして、東京労働局では所要の手続きを経て、最低工賃を引き上げる決定を行い、令和5年8月9日から最低工賃の改正が発効となりましたので御報告させていただきます。

この東京都革靴製造業最低工賃の改正を受けまして、東京局では記者発表を行ったほか、「資料3（1）」にございますリーフレットを作成し、各行政機関、関係団体に送付をする等、また、各労働基準監督署を通じて、周知を図っているところでございます。

なお、東京都革靴製造業最低工賃専門部会につきましては、地方労働審議会令第7条第3項に基づき、「その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するもの」とされております。本日、家内労働部会の議決をもちまして、審議会の議決とすることが可能となります。

つきましては、本日家内労働部会におきまして、東京都革靴製造業最低工賃専門部会の廃止について御審議いただきたいと思います。以上です。

深道部会長

ただ今の事務局の説明について、御質問、御意見等があればお願いします。いかがでしょうか。

東京都革靴製造業最低工賃専門部会については、廃止ということで、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

深道部会長

はい、ご了解いただいたということで、東京都革靴製造業最低工賃専門

部会を廃止します。

では、「議事（3）東京における家内労働の概況」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

賃金第二係長 「資料4（2）」の51ページから「東京における家内労働の概況」という資料がございますので、こちらを御覧ください。

まず、52ページ、「1 概況」ですが、令和5年10月1日時点において、東京都内において、家内労働者数は8,479人、委託者数は785です。

業種区分ごとに見ると、54ページの「別表1」のとおりで、「その他（雑貨等）」の3,871人が最も多く、次いで「繊維工業」が1,603人です。

全体としては、令和4年度計と比べ、委託者数は微減しており、家内労働者数も117人減少しています。

「2 東京地方労働審議会」及び「3 最低工賃」については、先ほどの説明にもあったとおり、昨年3月17日に家内労働部会、昨年4月24日から6月2日までの3回にわたり東京都革靴製造業最低工賃専門部会を開催し、8月9日に東京都革靴製造業最低工賃の改正発効に至ったところです。

53ページの「4 広報活動の実施状況」については、リーフレット等の配付、東京労働局のホームページへの情報の掲載、他機関の広報誌等への掲載依頼などを行っています。

「5 労災保険特別加入」の制度については、有機溶剤やプレス機械、旋盤等を使用するような特定の家内労働者は、労災保険に特別加入し、業務により被災した場合、労災補償給付を受けることができる制度です。

59ページの「別表6」を見ると、令和5年10月1日現在で加入者数66人となっています。加入団体数は12団体です。

「6 家内労働安全衛生指導員の活動状況」については、現在、上野、池袋、向島の労働基準監督署に各1名の指導員を配置しており、家内労働関係法令の指導を行っています。

62ページの「別表9」を見ると、37の委託者に対して実施し、そのうち25の委託者に違反等があり改善を指導しています。以上です。

深道部会長 ただ今の事務局の説明について、何か御質問、御意見等があればお願いします。

豊田委員 53ページの家内労働安全衛生指導員、これが3署に配置をされているということで、比較的家内労働者が多いと言われているところに配置をしているんだというふうには言われているんですけど、何故この3署なのかがちよっとよく分からないし、それから労働基準監督署ごとに家内労働者が何名いるのかも、ちよっとこれじゃ分からないんで、その辺ちよっと教えていただければと、よろしくお願いします。

賃金課長 以前にはもう少し家内労働安全衛生指導員の予算もありまして、多くいらっしゃったんですが、いろいろ統廃合を繰り返しまして、現在の3名になっております。ただ、あくまでも配置であり、ここの監督署を拠点に安全衛生指導員活動をしていただいているというだけでございまして、例えば向島の労働基準監督署に配置されております安全衛生指導員が江戸川とか亀戸とか労働基準監督署の管轄の委託者、家内労働者も調査、指導するということになっておりまして、一応この3署で18署の労働基準監督署の管轄領域をカバーしているということでございます。

今の御説明で大丈夫でしょうか。2番めの御質問については回答になってございますか。

豊田委員 3署というか、向島、上野、池袋、どうも地域的に偏っているんじゃないかという感じもするんだけど、その辺ちよっとどういうことなのかなと思って。

賃金課長 18署ごとですね、ちよっと資料を用意しておりませんので、今すぐ御回答できませんから、監督署別につきましては後日情報提供させていただきたいと思います。申し訳ありません。

豊田委員 了解です。

深道部会長 他の方はいかがでしょうか。

清田委員 初歩的な質問で大変お恥ずかしいんですけども、55ページの「別表2」で表しているこの単位というのは「人」ですか。

賃金課長 委託者が事業者でございますので事業所数、家内労働者は「人」です。

清田委員 ありがとうございます。家内労働の現況の中で、いわゆる繊維工業、これは男女含めてだとは思いますが、1,603名いらっしゃいます。委託者も208社いますという中で、55ページにある婦人服製造業については

委託者11、労働者29名となっているのは、この対象となるのはここまで狭まるという理解でよろしいですか。

賃金課長 そうですね。後で実態調査でもある程度お示しできるんですけども、繊維工業というのは日本標準産業分類の中分類でございますので、例えば男子の服を作っているとか、子供の服を作っているとかいうところも含まれます。また、婦人服につきましてもオーダーメイドの服とか、そういうものも含まれますので、今、婦人既製洋服製造業で工賃が設定されているのはこちらの57ページの上から2行目、工賃表の上から2行目を見ていただきますと、婦人既製洋服製造業でもワンピース、ジャケット、コート、スカート、パンツ、スラックスに限定されておりまして、ブラウスとかワイシャツなどは入っていません。また、オーダーメイドとか補修とかそういうものも入っていないものですから、最低工賃が設定されているということで絞り込んでいくと、この繊維工業の委託者208、家内労働者1,603というものが実態調査の結果、これは令和5年度の数字でございますが、この数になっているということでございます。

清田委員 ありがとうございます。

深道部会長 他の方はいかがでしょうか。

そうしましたら、先ほどの豊田委員の質問については後日御報告いただけるということで、次の議題に進みたいと思います。

引き続きまして、「議事（4）東京都婦人既製洋服製造業最低工賃について」に関して、事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長 最低工賃の改正につきましては、家内労働法第10条において「都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正の決定をすることができる。」とされております。

本日は、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正について、当部会の御意見をお聴きし、その御意見を踏まえまして、東京労働局長が改正の必要性について判断するという予定でございます。

賃金課長補佐 続きまして、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃関係の資料について御説明いたします。

お配りしている資料のうち、「資料目次（その1）」と書かれた「資料

1」から「資料7」が収容されている資料集というのを御覧いただければと思います。

まず初めに、申出状況というところをごさいますて、11ページでございます。11ページ、家内労働法の条文を記載してございますが、11ページの「資料2(2)」の家内労働法第11条第2項というものでございます。一番下のほうでございます。「家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は」、「都道府県労働局長に対し」、最低工賃の決定、改正又は廃止に関し申出ができることとなつてございます。本日までにこういった申出というものはありませんでした。

続きまして、65ページの「資料5(1)」を御覧ください。こちらにございますように「第14次最低工賃新設・改正計画の実施について」というものになってございます。厚生労働省本省からの指示で、令和4年度から3年間という形で、3か年計画ということで最低工賃の新設または改正を計画的に実施することとしています。

67ページをお開きください。こちらに具体的な計画内容というのが示されております。左の局名というところの13番目に東京労働局の記載がありまして、そちらで令和4年度は革靴製造業の御審議をいただいたものでございます、令和5年度、本年度は婦人既製洋服製造業工賃の改正について検討するということが定められてございます。

続きまして、81ページから始まる「資料6(5)」というのを御覧ください。82ページに「東京都婦人既製洋服製造業最低工賃」についてという形で資料を載せさせていただいております。先ほど、田村のほうからも説明させていただきましたように、上から2行目の「1」というところがございますように、適用される品目というものは婦人既製洋服の中でもワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ、スラックスというものになってございます。ですので、女性物のブラウスなどは対象外となっております。

表の「3」というところより下に書いてあるのが、「工程」でございます。どういう作業で対象になるかというものは17個定められておりまして、例えば、洋服の後ろのタグ付けとかとそういうものは対象外になっていた

り、一番上にありますように、例えば「身返し端まつり」というジャケットの身返しの下の部分の端をまつりに縫い合わせるようなものでも「千鳥」というようなジグザグに縫う物なのですが、そのジグザグに縫う物以外は対象外になっていたり、こういう形で工程というのがあくまで定められたものに対しての規制という形になってございます。

その辺が工程、イメージなかなかつきにくいかと思しますので、83ページ、84ページというところで、この工程はこんな感じですよという図面というのを添付してございますので、御参考にさせていただければと思います。

順番戻りまして、71ページの「資料6（1）」を御覧いただいてもよろしいでしょうか。横に見ていただくような表になってございますが、「東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の推移」というものになります。過去の改正時の工程で、例えば新設されているものもあつたりいたしますが、そういったものですとか、金額の推移というものを表にさせていただいたものでございます。現在の最低工賃につきまして、一番右の列の一番上に「H21.4.1」という記載がございますが、このように平成21年4月1日に発効したものであるというのが最新のものということになってございます。

続きまして73ページ、「資料6（2）」というものを御覧ください。こちらは最低工賃ではなくて、いわゆる労働者の最低賃金というものの推移と、それから最低工賃の発効日ですね、いつが最新かというものを記載させていただいたものになってございます。直近の発効日は先ほど申し上げましたように平成21年4月1日ということになります。これは平成20年度に審議して、その結果、平成21年4月1日発効ということになっておりますので、20年度のところに記載させていただいておりますが、一番上です、平成20年度の発効日、21年4月1日と書いたのはそのような意味になってございます。

「資料6（2）」の最低賃金につきましては、左に、「平成20年度」で「766円」でございましたので、現在、「1,113円」というところまで上がってございますが、最低工賃についてはこの平成20年度の審議で改正されて以降、上がっていないという状況が分かるような資料になってございます。

続きまして、75ページの「資料6（3）」というものを御覧ください。

これは他県で婦人既製洋服製造業関係の類似の、全く同じということではなかったりするのですが、婦人既製洋服の最低工賃を持っている都道府県労働局の改正状況というのをおまとめしたものとなっております。

前回、審議をさせていただいたのは令和2年でございまして、令和2年4月1日の時点で、婦人服製造業が含まれるような最低工賃が設定されていた労働局というのは東京労働局を含めて28局ございました。その28局について、それ以降の対応実績というのは一覧にさせていただいたものでございます。御覧いただきますと、一番上の表の囲みで「令和2年4月1日以降に改正あり」という形で記載されているところについて、実際に令和2年以降改正があった労働局につきましては、表の右上に書いてございまして、「12局」あります。具体的には「東北4」、「関東2」、「中部2」、それから「中国1」、「四国1」、「九州2」ということになってございました。

真ん中の表でございまして、「令和2年4月1日以降に改正なし」という名称の表がございまして、これが先ほど「資料5（1）」という3か年の本省の計画で改正又は廃止を計画対応している労働局というのも記載させていただいております。ここは15局ございまして、内訳は「東北2」、「関東4」、「中部3」、「中国2」、「九州4」でございました。

一番下の一行だけでございまして、番号「28」でございましてね。一番下の表は「令和2年4月1日以降に廃止」が行われた労働局というものでございまして、これが宮崎労働局の1局のみでございました。

先ほど御説明した真ん中のグループでございまして、「令和2年4月1日以降に改正がなし」とし、今期、改正か廃止かというのを計画して対応している労働局の中で、一番右のほうの「第14次計画」というところで、「令和5年度廃止計画」としている労働局というのを見ていただくと、5つございまして、うち令和5年度の廃止予定というのが3つございましたので、もう令和5年度も終わりでございますので、実際にどうなっておりますかという形で確認しましたところ、実際に廃止予定の3労働局の中で実際に廃止をしている労働局というのは実は1件もございませんでした。具体的にはやはり改正は見送るけれども廃止はしないで存続するとか、又はその

方針で対応中という御回答をいただいておりますので、トータルとして宮崎労働局1局のみが令和2年以降で類似の最低工賃がある労働局で廃止を行った労働局ということになってございます。

続きまして、77ページの「資料6（4）」というものを御覧ください。先ほど冒頭で、資料説明の時にも申し上げましたように、他の類似の最低工賃を持っている労働局等の、工程ごとの金額の比較表というものになっております。字が非常に小さくて、見づらいものですので「抜粋」という資料でA3に引き伸ばしたものをお配りしておりますので、こちらを御覧いただいたほうが分かりやすいかと思っております。

東京以外で婦人服製造業を含む最低工賃を設定している県の最低工賃について、類似の工程ですとか、規格ごとに工賃額を比較できるように、一覧表にさせていただいたものでございます。例えば、先ほども出てまいりました一番左に東京を入れさせていただいておりますが、左側の「1」の「身返し端まつり（千鳥）」というものを、東京では先ほど申し上げた品目である「ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ（スラックス）」で13円というのが決まり事としてございますが、その右に行っていたと、「青森県」の状況が記載されてございます。「青森県」については、「ブレザー」についての規制というのを持っておりまして、「ブレザー」の「身返し端まつり（千鳥）」を行った場合に例えば13円を支払うという形で、そのような形の比較ができるような表になってございます。

先ほどの一覧の中の「高知県」は除かれた表になっておりますが、「高知県」につきましては、東京と品目と工程が全く重ならないような形になっておりましたので、比較出来ないというところで外させていただいておりますが、先ほどの令和2年以降に対応している一覧の他の県についてはこの一覧に記載をさせていただいているという状況でございます。

続きまして、元の資料集の、「資料目次（その1）」というものにお戻りいただきまして、85ページの「資料6（6）」というものを御覧いただいてもよろしいでしょうか。

こちらが婦人既製洋服製造業も含まれると思われまます繊維工業、これにおける委託者数と家内労働者数の推移というものになってございます。

続きまして、実態調査の結果と各種統計というものについて岸係長のほうから御説明をさせていただければと思います。

賃金第二係長 実態調査の結果について御説明いたします。クリップ留めの別冊の「(その2)」と書いてある資料を御覧ください。「資料8」になります。

東京労働局では、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の見直しの必要性を検討するために実態調査を行いました。その結果を御報告いたします。

表紙の次のページ、「I 実態調査の概要」を御覧ください。

このページは調査結果の概要についてです。

まず、調査の流れについてですが、「4 調査の状況(1) 委託者調査」にあるとおり、婦人既製洋服製造業に係る業務を委託していると思われる事業者には調査票を送付しました。また、家内労働者に対しては「(2) 家内労働者調査」のとおり、労働局で氏名や住所を把握していないため、調査票を事業者へ送付し、事業者から家内労働者に調査票を渡してもらい、家内労働者から労働局あてに調査票を返送してもらいました。なお、対象時期は「1 調査対象時期」のとおり、令和5年8月としました。

提出の締切日翌日までに到着した調査票を基に集計した結果を記載しておりますが、提出督促の結果、締切後に提出された部分も含めて、今後も集計を行う予定です。記載のものは締切日翌日までのものになります。調査数、回答数については、「4 調査の状況」の表に記載しております。

具体的には、委託者については「(1) 委託者調査」の表の「(A)」の欄にありますように172社に対し調査票を送り、この中で回答があったのが「(D)」の欄の74社、そのうち婦人既製洋服製造業務に該当し、現事業を継続しているのは、「(F)」の欄の65社でした。このうち家内労働者に最低工賃の適用のある工程の委託を行っているのが「(H)」の欄にある14社でした。

家内労働者から回答をいただいたものについては「(2) 家内労働者調査」の表にありますように、回答があったのが「(D)」の欄の28人、そのうち婦人既製洋服製造業務に該当する委託者から仕事を受けているのが「(G)」の欄18人でした。このうち最低工賃の適用があるのは「(H)」の欄の3人でした。

次に、婦人既製洋服製造業最低工賃の適用を受ける家内労働者数についてですが、1ページを御覧ください。「Ⅱ委託者調査結果」の項目「3令和5年8月に仕事を委託した家内労働者数」という表があり、この表の「婦人服まとめ」、「都内在住」の合計欄に31人と記載がありますが、これは実態調査の対象期間において、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の対象の工程の委託を受けている家内労働者は31人ということになります。

年齢別に言いますと31人のうち21人が60歳以上という結果で、構成比率の記載はありませんが、事務局で計算したところ、全体の67.7%が60歳以上となりました。

続いて資料の2ページの「4家内労働者の専業等の状況」を御覧ください。こちらは委託者からの回答を基に集計したものです。「内職型」が最も多く80人、構成比率の記載はありませんが、事務局で計算したところ、全体の69.6%で、全員が女性でした。次いで「専業型」が男女合わせて24人、20.9%で、男女比は同数。「副業型」が10人、8.7%で9人が女性でした。また委託する家内労働者数の変化について3ページの項目「6」を御覧ください。委託者からの回答ですが、家内労働者数について、前回実態調査を実施した令和2年と比較して「変化していない」、「減った」がそれぞれ8件で、事務局で計算したところ47.1%ずつ、「増えた」が1件、5.9%となっております。

次に、実際の工賃単価と婦人既製洋服製造業最低工賃の比較について御説明いたします。

資料の5ページ、A3サイズの資料を御覧ください。

これは委託者からの回答の部分ですが、最低工賃に該当する工程、規格ごとにその工賃単価と回答件数をまとめた表になります。例えば、「1」の「身返し端まつり（千鳥）」では、現行最低工賃は「1か所」が13円ですが、実態調査による実際の工賃額は「平均工賃額」で19.2円、「中央値」では15.0円という結果となっております。

参考値として、表の右側5列、表の最上部に「過去の調査時の平均工賃額(円)」と記載している濃い灰色になっている箇所では、前回工賃改定を行った平成20年度の実態調査時以降に実施した平均工賃額を記載していま

す。

また濃い灰色箇所左側の2列についてですけれども、「1時間あたりの(平均)予想出来高」については、予想出来高の平均、この値に中央値の金額を掛けたものを記載しております。記載はありませんが、こちらの表の工賃の中央値で見ますと、おおよそ工賃額は最低工賃額の1.1倍から2.5倍で設定されている状況でありました。

次に7ページを御覧ください。実態調査の自由記載欄で、委託者及び家内労働者からいただいた御意見のうち、「12家内労働の将来的な見通し、その他家内労働全般について」の欄に委託者からの意見を記載しています。高齢化や若い人がなりたがらないということで家内労働者が見つからない、なり手がいない等の御意見がありました。

また、家内労働者からの御意見は14ページを御覧ください。「7最低工賃額の引上げについて」になりますが、物価上昇や賃上げ等のニュースから工賃もこの流れに合わせて上げてほしいという意見のほか、加工するものの手間に見合う工賃の基準が必要なのではという御意見をいただいております。

次に15ページを御覧ください。家内労働者から家内労働者として就労する理由等について回答を求めたものです。

「1.家内労働者として働いている理由」で最も多かったのが「⑤いきがいのため」で、ほかに「①生計を維持するため」や「②家計の補助のため」等の経済的理由や、「④技能や経験をいかすため」というものもありました。

「2.家内労働を選んだ理由」で最も多かったのが「④都合のいい時期、時間に働けるから」が9件、ほかに「⑤技能や趣味をいかした仕事をしたから」が7件、「③家事・育児・介護のため外に出て働けないから」が4件でした。

「3.(1)家内労働以外に何か仕事をしているか」については、記載なしを除いた合計のうち、16件中13件が「②していない」と回答し、記載はありませんが、全体の81.3%でした。

「3.(2)現在の家内労働を始める直前にどのような仕事をしてたか」

は、パートタイマーや正社員等、何らかの仕事をしていた者が16件中14件で、記載はありませんが全体の87.5%でした。

「4.現在の家内労働をする上で困っていること」というものでは、「⑧困っていることは無い」が記載なしを除いたうち、25件中10件で最も多く、記載はありませんが全体の40%でした。何らか困っていることがあるという回答の中で最も多かったのが「②仕事があったり、なかったりする」が8件、次いで「①工賃（収入）が安い」というものが4件でした。

「5.現在の家内労働を続けたいか」については、「続けたい」が記載なしを除いたうち、15件中14件で、記載はありませんが93.3%でした。

実態調査については以上になります。

続いて、「各種統計」についての御説明をいたします。「資料（その1）」に戻っていただきまして、89ページの「資料7（1）」を御覧ください。89ページは「東京の中小企業の現状（製造業編）」です。これは、東京都の発表資料を要約しました。かつての「東京都中小企業経営白書」が名称変更したもので、東京都が東京の中小企業の多様な実態を経営活動の視点から総合的に調査分析し、その経営課題、振興課題を明らかにする等のために作成されているものです。

1年ごとに流通産業、製造業、サービス産業の順に発表されています。令和3年分が製造業について発表されている最新の結果となります。

「1全国における都内製造業の位置づけ」は、総務省、経済産業省と東京都の資料を用いて分析したものです。

「2都内製造業における「衣料・身の回り品製造業」の特徴」は、都内製造業の1万の企業に対するアンケート調査です。

「（1）従業者規模」のとおり、都内の製造業のうち、婦人既製洋服製造業を含んでいる「衣料・身の回り品製造業」については、「従業者規模」は85.4%が9人以下となっています。

「（5）売上高ア」のとおり、「年間売上高」は、製造業全体で「1～3千万円未満」が21.6%と最も高くなっていますが、「衣料・身の回り品製造業」は「500万円未満」が28.8%と他の業種と比べて高くなっています。

「（5）売上高ウ」のとおり、3年前と比較した売上高の変化は、都内製

造業全体で「大幅（20%以上）減少」が42.2%と最も高いですが、業種別に見た場合、「衣料・身の回り品製造業」で「大幅（20%以上）減少」及び「やや（20%未満）減少」を合わせた「減少」が約8割と他の業種と比べ高くなっています。

101ページの「資料7（2）」を御覧ください。こちらは「東京都中小企業の景況（業況D I・業況見通しD I）の推移」です。

103ページの「資料7（3）」は「外衣の生産数量、衣料の輸入額及び輸入量の推移」です。上の表は「外衣の生産数量の推移」となります。経済産業省に問い合わせしましたところ、外衣の定義は明らかにしていないようですが、分類上、下着、補整着、寝着類、靴下、手袋以外のものとのことですから、いわゆるコートのみならず、スーツ類、スカートなど東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の品目を含むものと思われます。

105ページの「資料7（4）」は総務省統計局が発表している「家計調査」です。

107ページの「資料7（5）」は「毎月勤労統計調査結果の推移（製造業）」です。「（2）製造業」については、もともとは中分類の繊維業の数字が発表されておりましたが、平成30年以降は大分類「製造業」単位での発表しかされておられません。

109ページの「資料7（6）」は「東京都繊維工業製造業事業所数及び従業者数（従業者4人以上）の推移」です。

111ページの「資料7（7）」は「東京都繊維工業製造業現金給与総額・原材料使用額等・製品出荷額等・付加価値額（従業者4人以上）の推移」です。

「資料7（6）」と「資料7（7）」の数値は、東京都の統計「東京の工業 工業統計調査」を基に作成しておりますが、調査は令和2年調査をもって中止しており、令和元年が最新の統計となります。

113ページの「資料7（8）」は「東京都の常用労働者の賃金の推移」です。

115ページの「資料7（9）」は「東京都の名目賃金指数及び実質賃金指数の推移（きまって支給する給与）」です。出典は、東京都の毎月勤労統

計調査によります。

117ページの「資料7（10）」は「東京都の工業指数の推移」です。

119ページの「資料7（11）」は「消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移」です。以上です。

深道部会長 事務局において東京都婦人既製洋服製造業最低工賃における家内労働の状況等について実地調査を行ったとのことですので、業界の実態等について、事務局から説明してください。

賃金課長補佐 事務局で先ほど御説明させていただきました実態調査、通信調査でございますね、こちらを行うに当たり適切な調査票というのを作成させていただきたい等の目的により、婦人既製洋服製造業に関連するような業界団体というものを2つ、また両団体から御紹介いただいた家内労働者に委託を行っておられる縫製会社の2社ですね、これらを訪問させていただいて、現場の状況の確認ですとか、ヒアリングなどを行わせていただきました。その概況について、家内労働者に係る部分というのを御説明させていただければと思います。

お邪魔させていただいた団体ですとか、委託者様によって個々の状況というのは当然異なっておりますので、共通のお話があった部分をなるべく抜き出してお話しいたしますので、よろしく願いいたします。

初めにアパレル業界全般ですとか、婦人既製洋服製造業の業界の現状についてというところで御説明をいただいたものを御発表させていただきます。

1番目といたしまして、アパレル業界では発注に当たり、見積もりというものがないようでして、アパレル業者が言い値で価格というものを決めてしまう慣習というのがあるおありになるそうです。そのため、縫製会社というのはなかなか加工賃というのを上げられない状況というのが続いておられるそうです。

2番目といたしまして、コロナウイルス感染症の影響というのは一定収束しているというお話でございまして、婦人服を扱うデパートなどにお客様が戻ってきて、仕事も大分戻ってきているというお話でございました。

3番目といたしまして、人件費等が安い海外に仕事が流れた結果、国内

の縫製業者では一定淘汰というものが進んでいったそうでした、現在残っている会社というのは技術力が非常におありになる中堅の縫製業者というのが多いようでした、そこに仕事が集まってきているという状況でございます。そのため、人手不足の状況というのが大分発生しているようでございます。

4番目といたしまして、人手不足の影響から外国人技能実習生を活用していらっしゃる縫製会社というのは非常に多いようでございます。

5番目といたしまして、現在でも人件費等が安い海外に仕事が行く傾向というのは続いているようなのですが、中国の人件費というのが大分高騰しているというところから、一定の仕事というのが日本に戻ってきているようでございます。価格が安い仕事、そういった商品につきましては中国より、現在はベトナムですとかカンボジア、バングラデシュ、ミャンマーなどに流れているというお話でございました。また、婦人服の高価格帯の商品につきましては、メイドインジャパンのブランドとするために、あえて日本で縫製するようになっているものも多くなってきているというお話でございました。

6番目といたしまして、原材料はアパレル業者から支給されるというのがこの業界の常のようございまして、物価高の影響というのはそういったところから、糸ですね、糸を縫製会社で持つことが多いようでした、糸と電気代というものに表れているようでございます。アパレル業者に対する価格転嫁というものは、これは高い技術力がない会社ですとなかなか難しいというお話でございました。

続きまして、家内労働者の現状というところでお話いただいたものを発表させていただければと思います。

1番目に家内労働者の高齢化ですとか廃業が進んでいる状況というのは変わらないというお話でございました。

2番目に家内労働者に仕事をお出しになる理由というものは、機械化に対応できないような作業がおありになるからとか、あと家内労働者の技術が非常に高いからというのが理由としておありになるというお話でございました。

3番目といたしまして、縫製業界の家内労働者さんについては、家内労働者の自宅に赴いて縫製会社さんが材料を配って、加工済みの商品を回収するというような形になっているようなんですが、その回収する担当者自体が人手不足の影響でこのような担当をなかなか縫製会社さんが確保できないというところで、配る人がいなくなっているものですから、配る先である家内労働者さんも、やっぱり技術力があってそこまでしてもお願いする必要があるような方に絞り込みをしなければいけないような状況だという意見というのをございました。

続きまして、東京婦人既製洋服製造業の最低工賃、今ある東京の最低工賃についてどう思われるかというところで御意見をいただいたものを発表いたします。

1番目に、先ほどお話しした工程でございます。こういった工程のみ最低工賃の適用になるという形で、17種ある工程についてですが、一部あまり現実に作業がなくなっているような工程というものもあるけれども、概ねこれについては変えないで現状のままでいいのではないかというような御意見というのをいただきました。

例えばですけれど、理由としまして、現在肩パッドですね、女性のお洋服に肩パッドが入った婦人服というのは、今はないような状況になっておりますけれど、そういいながらもいろいろなデザインがあるので、肩パッドがないような婦人服が絶対ないかということとそんなこともないと言えないし、またそれこそ肩パッドが流行ってくる時代というのものもあるかもしれません、婦人服というのはそういう流行というのものもあるので、そういったいろいろな状況とかいろんな会社で様々なデザインをやるというのが婦人服なので、そういったものを網羅的に捉えるためには工程とか規格はこの状態で、一部使っていないものもあるけれど、いいのではないかというような御意見というのをいただきました。

それから最低工賃額ですね、今定められている金額、東京都の最低工賃額については安すぎるという意見で、2業界団体、それから2委託者、皆様一致しておられました。相場からどれぐらい安いかというのは、さっきの調査にもございましたが、工程によるというところがおありになるよう

ですが、総じて安いという意見では一致していました。

それから、その業界団体の、あくまでお邪魔した2社だけですが、委託者として最低工賃の引上げについてはどう思いますかという御意見を伺いましたところ、最低工賃について引き上げたほうがいいんじゃないかという御意見を皆さんからいただきましたので、そこは一致していました。事務局からの御報告は以上となります。

深道部会長 それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえ、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正の必要性について審議を行いたいと思います。

まず、家内労働者委員から御質問や御意見がありましたらお願いします。

金子委員 御説明ありがとうございました。そうしたヒアリング、今口頭でおっしゃった内容、これぜひメモをください。資料として必要だと思いますので、説明もちょっと今書き取るのも大変だったものですから、逆にこういう資料が大事なかなというふうに思っていますので、後ほどで構いませんのでよろしくお願いします。

深道部会長 豊田委員、どうぞ。

豊田委員 今の説明を聞いてなおさら、そうかと思ったんですけど、1つは業者さんも委託者さんも家内労働者も含めて業界団体としては上げたほうがいいというか、そういう話で大体一定の、全体のコンセンサスができていのかというふうに思いますけれど、そこで若干ちょっと私のほうでいろいろ疑問があるのでお聞きしたいのは、1つは最低工賃の推移表なんですけれど、平成20年に、実際に発効したのは平成21年4月1日と、過去16年ぐらいですか、全く引上げがされてこなかったということで、なんでこんなことになっているのか薄々話は聞いてて分からないわけでもないんですけども、基本的には第14次最低工賃改定とかいろいろ出されて、3年に一度という原則があるんだけど、その辺でなんでこういうふうな状況になってきているのかなと思って見ているんですが、その辺ちょっと聞かせていただきたいというのが1つと、それからいわゆる工程も当初これ20工程ぐらいあったのかと思うんですけど、昔のやつの資料、大変恐縮なんですけれど、この中にはいわゆる工程ごとに8時間当たりの標準能率というのが出されているんですね。そういう点では今日その標準能率がどうなって

いるのかもちょっと明らかでないので、そんな辺りもちょっと出していた
だければなというふうに思っているところです。

何故そういうことを言っているかというところ、この間、最低賃金、地域最
賃につきましては表がありますので非常に分かりやすいんですけど、平
成20年のときには東京における最賃が766円という状況で、令和5年の今日
で言うと、1,113円ということで、かなりの推移が変化してきているとい
うことで、最賃で言いますと、大体40.5%ぐらいアップしているという状
況がありますので、21年からですか、これ最終決まったのが、21年ですね。
そうすると当然それだけの差異があるという問題もありますし、その辺
では先ほど事務局のほうから御報告いただいた、全体として引き上げたほう
がいいということになっているということであれば、当然そういう方向で
御尽力いただければなというふうに思っているところです。

加えてもう一言言いますと、物価高騰がすごい勢いでこの令和2年、3
年、4年という状況になって、令和5年、6年引き続いて上がってきてい
る。あるところの人によりますと、この令和3、4、5年とこの3年ぐら
いだけでもともかく平均世帯の年収で言うと28万ぐらい負担増になってく
るという数値も出されておりますので、そういう点でぜひその辺も考慮い
ただければなというふうに思います。

そういう点で、今回の婦人既製洋服製造業の改定においてはぜひそうい
う方向でお進めいただければということでもあります。以上です。

深道部会長 御意見ありがとうございました。

賃金課長補佐 すみません、事務局で今委員の御発言の中でお答えできるところはお答
えさせていただければと思います。

初めに豊田委員のほうから、何故、平成20年以降、これほど長い間、東
京都婦人既製洋服製造業最低工賃が改正されなかったという御質問がござ
いますが、過去の議事録など確認してまいりましたが、やはり先ほど本省
の計画などもございますので、3年に一度の検討というのはその都度され
ていたようでございます。その都度、各時期の審議会の御判断であったと
いう言い方に、端的に言えばなってしまうのですが、議事録などで過去の
理由というのを確認してまいりますと、やはり先ほど調査にもございまし

たように、適用家内労働者が大分減少していて、なかなか今後増加することが見込まれないという理由ですとか、また、今回につきましては先ほどお示した他の労働局での改正状況、一定改正されていた労働局もおありになったかと思いますが、当時は恐らく改正がされていないような局が多かったのではないかと思います。他局なんかでも改正がされていなかったというところですか、それから廃止されるような他の労働局なんかもおありになったようで、他県とのバランスみたいなものも見たようなときもあったのかと思いますし、あと先ほど御報告で申し上げた関係委託者とか、関係家内労働者からの申出というのが特段なかったということですか、それからその時々々の経済情勢ですとかその辺りを見たり、逆にあんまり大きく上げてしまうと逆に工賃単価が非常に高くなってしまっただけで家内労働者の契約打ち切りなんかが発生してしまうのではないかという懸念なんかがおありになったところもあるかと思います。

その辺りが過去の議事録を見ていると御審議されていた理由というところかと思いますが。

賃金課長

私からは標準能率のことについてでございますが、標準能率につきましては実際に工賃を決める工賃部会のほうで毎回議論をしております。また必要経費についても同様でございますが、これ工賃決定するに当たって必ず数値を出す、もしくは数値を出せない場合は出せないということを工賃部会で確認するというので、平成24年度まで推移していることを確認しております。

ただ、この資料を公開の家内労働部会にお出しできるかどうかということにつきましては、若干精査が必要かなと思います。工賃専門部会、通常非公開で資料、議事録ともに公開せずに東京の場合はやってきているところがございますので、ちょっとこの場でお出しできるかなというところは若干保留とさせていただきたいなと思っております。

また金子委員からのメモについても同様でございますが、当該業界の業界団体というのは非常に少ないものがございますから、特定されることが可能でございます。また、こういう公開の場で、例えばインターネットで世界中に出るということも前提に同意を得ているものではございませんの

で、ちょっとそのメモを出せるかどうかについても、精査のお時間をいただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

豊田委員

今いろいろお聞きしたんですけれど、標準能率について、私は、これはいわゆる1日8時間当たり幾らになるかということ具体的に標準能率に基づいて最低工賃で出さないと、何を指標に上げるべきか、上げなくてもいいんじゃないかというふうに判断できないと思うんですね。皆さん方は専門家だからその工程だけでぱっと分かるのかもしれませんが、私は残念ながらこの工程だけではね、最賃との関係でどういう塩梅になってるかが分からないんですね。そういう点では、これぜひ公開するかしないかは別にしても例えば、この専門部会っていうかこの今日の家内労働部会だけに限るのでも出さないと、どうやって判断するんだいというのはあろうかなと思うんですね。最賃は1時間当たり幾らと決めてますから、それに8を掛ければ1日当たり幾らというのが出るわけですけど、ひと月というのは出していないみたいですけど、そんなことでそこら辺、いわゆるディスクロージャーというのは大事じゃないかと思うんですね。何でもかんでもそれを秘密にしなければいけないってことでもないと思うし、ましてや社会的にこの工賃でいいのかどうなのかというのは公にして、それで全体の社会的情勢の中で御判断をいただくことが大事かと思うんですね。そうじゃないと何か秘密交渉で決めるわけではないわけだから、ましてやそれだけの最低工賃があるならその産業で頑張ってみようかということになるし、またそういう点も含めて非常に私はディスクロージャーしないことはデメリットがあるんじゃないかと思うんで、そんなことでちょっとどうなのかなということですよ。

賃金課長

標準能率につきましては、今回実態調査を行っております。「資料（その2）」の5ページを御覧ください。A3横長のものでございます。こちらは委託者側からの調査結果でございますけれども、今回調査結果の真ん中辺りに、1時間当たりの予想出来高というのを聞いております。回答数が非常に少ないということ、実態としてはあるわけなんですけれども、こちらのほうに平均の工賃額を掛けた数ということで、今回調査結果の中央値ですね、中央値掛ける予想出来高ということで、これは8時間当たりで

はなくて、最低賃金が時間額で定めておりますので時間額換算をしたということで、それぞれ「4」の工程、「スナップ付け」ですと、400円、「かぎホック付」の上段のほうが560円、下段のほうが600円、「7」の「ボタン付け」の一番上が480円、また「10」は600円ということで、現在の最低賃金と比べますとこのようなことになっているというところでございます。

また、13ページには実際の家内労働者さんがどういう回答されたかということを書いてございまして、ちょっと数字が見にくくて申し訳ございません。また、回答を得られたのも今のところ1件ということではございますが、また中央値掛ける予想出来高というところを見ていただきますと、600円ということで、今、東京都の最低賃金が1,113円でございますけれども、1,000円台のものはないというような現状というのが実態調査の結果からお分かりいただけるかなと思います。以上です。

豊田委員

今の課長さんの説明は全くよく分かるんで、それはそれとするんですけど、私が聞いているのは最低工賃の標準能率なんですね。最低工賃を算出する上での標準能率なんですね。それがないと、これは現状でこうなってますという事実の、現状のリアルな数字であるものです。これは法律として是とするんですけど、法規制としての最低工賃を決める、その基準となるべく、いわゆる最低工賃額と標準能率、これに基づいて、1時間当たり幾らになって、1日8時間で幾らになると。それと最賃がどうなっているかという対象で、均衡を保ってるのかどうかという判断ができるわけなんで、そこのところがどうなのかなと思ってるんですけど。

深道部会長

それはちょっと伺いたいのですが、先ほど豊田委員が最低賃金が766円から15年ぐらいの間で1,113円、40%も上がってますと。工賃は上がってないという御説明をして、分析してくださったお話があったのですが、それをもって今回その見直しをすべきかどうかを決めたいと思っておりますが、その時でも標準能率のお話は、不可欠というお考えなんでしょうか。

豊田委員

不可欠とは言っていません。ただ、基本的に最賃は最近では平成20年の766円が令和5年に1,113円になっているという関係で、アップ率で言っても41%ほど上がってるというのが1つのメルクマールとしてあると。私は最低工賃を調べているところですから、ここは。いわば最低工賃については、

最賃との関係でどういうふうな状況になっているのか、その均衡を図るといふ点で言えば、その現状をリアルに出すというか科学的に出す上では、いわゆる最低工賃の工程別には分かるんだけど、それが標準能率の1時間当たり幾らできるかと。そうすると、1時間当たり幾らになりますといふふうになるわけですね。そのことと、この最低賃金との対比はリアルにできると。それから同時に参考資料として、先ほど課長さんからも出された実態調査を、アンケート調査をして、現状中央値では大体こうなっていると。そう差異はないかとは思いますが、実際にやっていることと、法規制としての最低工賃を決めるその根拠はきちっとしとかなないと、私はまずいのかなということ言ってるんで、別にそれがなかったら駄目だってことじゃないんですけど、そういう判断を科学的にする上では全体そういうのが必要なのかなといふふうに、私のこれは思いではありますので、別にそれが全体の合意を得る必要はないと思いますけれど、そんなことでちょっとどうなのかなということですよ。

賃金課長 そうしましたら豊田委員、数値は当然我々は持っているわけですが、先ほどもお話しましたように、平成20年の最低工賃専門部会は非公開で行っているものですから、本日どこまで公開の場で提供できるかということ、この後ちょっと休憩を取らせていただきますので、休憩時間に協議させていただきますでしょうか。

豊田委員 分かりました。

深道部会長 続いて、委託者委員から御意見を申し上げます。

小野塚委員 先ほどは事務局様のほうで詳細な御説明ありがとうございました。

1点だけちょっとお伺いしたいんですけども、宮崎労働局のほうで廃止を決定されたと御報告をいただきました。もし、その辺の内容、経緯、御存じでしたら教えていただけないでしょうか。

賃金課長補佐 お答えさせていただきます。宮崎局、教えていただいた事情で当然先ほどのお話と同じような形で公開、非公開という問題がありますので、公開できる範囲でお答えさせていただければと思っております。宮崎につきまして、ホームページで、改正を行った際の議事要旨というものが公開されていまして、その議事要旨なんかを確認してまいりますと、やはり、家内

労働者が大分減少しているという理由ですとか、そこはちょっと議事要旨によりますので、詳細までは分からないですが、実態に即した工賃設定がなかなか困難な状況になってしまっているという理由ですね。それから廃止にしてしまっても、今残っている家内労働者について、あまり不利が生じるようなおそれがないと判断されるというふうに考えたということ、その大体3つぐらいの理由をもって、廃止というものをお決めになられたという形になっているようでして、一応全会一致で、そのような形の結論が得られたという形になってございます。

小野塚委員

ありがとうございました。すみません、続けていいですか。今ほど委託事業者のほうの御報告がございましたが、私どものほうでも会員様のほうから、繊維工業の事業者様から昨今の状況をちょっと御報告いただいております、ちょっと御披露させていただきたいと存じます。

2点ほどありまして、縫製職人不足に加えて、裁断職人の不足も喫緊の課題となっています。急ぎの発注に対応できない、同業者間で融通するのも限界であるという御意見や、もう1つ、二次下請け、三次下請けで事業を行っている事業者の多くは高齢者であります。消費税のインボイス制度への理解が進まず、税負担が増えているのであれば廃業を選択するという事業者も多く、業界全体としては生産性能力低下につながっていますという御報告もいただいております。

総じて人材確保、この必要性は理解しているが、実際には原資がないという御報告でございます。皆さん御存じのとおり、本来は付加価値のある製品や適正な価格の取引を行って、その収益から給与であるとか工賃の引上げにつながるのが本当に望ましい形であると思いますが、現状ではなかなか厳しい状況にあるという状況を踏まえて、御検討いただきたいというふうに思います。以上です。

深道部会長

ありがとうございました。ほかの清田委員、高橋委員、いかがですか。

清田委員

すみません、また資料の件で1点、御質問させていただきたいんですが実態調査を拝見すると、今回この婦人服製造業に係る家内労働に従事している家内労働者というのは、具体的に何名になるのでしょうか。この調査での回答は21件になりますが、その後のページでいきますと、先ほど31名と

というようなお話もありました。ちょっとこの点を御教示いただきたいのが1点、また、その上で、仮に21とした場合、最低工賃の適用というか、最低工賃で従事されている方が3名という理解でよろしいのか、ちょっとこの点をまずお聞かせいただけますでしょうか。

賃金課長

調査結果が非常に分かりにくくて申し訳ございません。最初の御質問の、今回調査をした結果としての家内労働者全体の数でございますが、委託者からの回答に基づきますと、実態調査結果の1ページにございますが、1ページの「3 令和5年8月中に仕事を委託した家内労働者数」のところを見ていただきますと、右側に合計で婦人服まとめ、広くブラウスとかそういうものも含めてということになります。都内在住者が31名、都外が12名、婦人服まとめ以外が76名という、これが合計の数でございます。

実際その最低工賃が適用される方というのはその1枚前のページですけれども、「東京都婦人既製洋服製造業に係る家内労働実態調査結果」というところの「(1) 委託者調査結果」に基づきますと、「H」の欄の14名になります。また、「(2) 家内労働者調査結果」に基づきますと、さっき委員からお話ありましたように3名ということになっております。以上です。

清田委員

すみません、委託者側に質問をしたところ、最低工賃で業務委託をしているよという人材は14名いらっしゃる。

賃金課長

最低工賃が設定されている工程に従事している家内労働者が少なくとも14名ということでございます。最低工賃が設定されていない工程もあるものですから、そういう方を除きまして、最低工賃設定業務をやっている方が少なくとも14名ということで、最低工賃で働いているかどうかはまた別でございます。

清田委員

では家内労働者調査の「H」の欄である3名との違いというのはどのようなことになるのでしょうか。

賃金課長

これは家内労働者から調査票が返ってきたものに基づいての算出ということでございますので、家内労働者さんからの御答え、今回28件いただきましたけれども、その中で3名家内労働者さんが最低工賃設定の工程を家内労働者として行っているということになります。

清田委員

では委託者側から出している14名が最低工賃でやっているかどうかとい

うところは分からないという理解で。

賃金課長 それをまとめたのが5ページの表になりまして、これが今現在、東京都婦人既製洋服製造業に係る最低工賃が設定される規格についての御回答をいただいたものということになっておりまして、ここには平均工賃額と中央値しか示しておりませんが、こちらの中に一定数最低工賃を下回る方もいたということでございます。

清田委員 すみません。私がお伺いをしたかった意図といたしましては、この最低工賃を今後議論するかしらないかというところを協議するに当たって、そもそもその従事している対象者が都内にどれだけの人数いらっしゃるのかというところで、そこを基本に考えることが一定程度必要なのかなと思いました。仮に3名ですとか、14名というような数字が出ていることを踏まえると、非常に少ない規模なのかなというふうに受け止めたんですけども、厳密な人数というところは分かりませんが、対象となる工程に従事している方は概ね14名程度、その14名が具体的にどういった工賃でやってらっしゃるかっていうところは、厳格にはちょっと分かっていないという理解でよろしいでしょうか。

賃金課長 今回の実態調査を見る限りはということであれば、そうかと思えます。ただ実態調査結果の最初につけてありますが、今回婦人既製洋服製造業務をしていると思われる172件に調査票を発送しましたところ、回答件数が74件、43%でございますのでこの数値をどう見るかで倍ぐらいしてもいいのかどうか、その辺りはちょっと実態を見ないと分からないというところでございます。

清田委員 はい、ありがとうございます。いわゆる法制度にのっとして工賃を決めていくということを議論するに当たって、十数名の方々の最低工賃というのを決めていくということが果たして妥当なのか、当事者間のいわゆる価格交渉というところをしっかりとサポートしていくほうが適切なのではないかと、その規模を考えたときにこの制度で担保するのか、取引の適正化をサポートしていくのか、どちらのほうが適切なのかというところをちょっと感じたところでございます。

長くなって申し訳ございません。もう1点だけ質問させていただきた

いんですけれども、今政府のほうで特定業務委託従事者、いわゆるフリーランス法と呼ばれているものの議論が進捗しているかと思います。それと、この家内労働法のいわゆる違いと申しますか、いわゆる守備分野と申しますか、そこら辺の違いを御教示いただいてもよろしいでしょうか。

賃金課長 家内労働者はもともと労働者性のない個人事業主で、製造業務に従事している者という限定を受けて家内労働法で保護してきたところがございます。今回フリーランス法の場合は家内労働法の適用対象外の方も含めて個人事業主ということでの保護を今検討しているというところがございますので、フリーランス法で幅広く対象になる個人事業主さんの中の製造業務に従事する一部の方を、家内労働者ということでこれまで保護をしているということかと思えます。

清田委員 ありがとうございます。つまりはこの家内労働者を超える形で今、取引の適正化が法制度化されているという理解でよろしいのでしょうか。

賃金課長 例えば、工賃に限りましても、最低工賃が設定される方というのはこれだけ少ないわけですけれども、実際に家内労働をやっている方というのはもっとたくさんいらっしゃいますので、そういう方はフリーランス法の法規制の対象になってくるかなのではないかなと思われます。

清田委員 はい、ありがとうございます。以上です。

深道部会長 高橋委員はよろしいですか。どうぞ。

高橋委員 1点だけちょっと質問をさせていただきたいと思えます。この実態調査を行うのもすごく大変かと思うんですけれども、先ほど2社への現状のヒアリングをされたというふうにおっしゃっていたんですけど、その2社の方へのヒアリングというのはこの実態調査で委託調査をされた会社が含まれているのでしょうか。

賃金課長 実態調査は、この通信調査をする調査票の吟味のためにやっております。時期的にはこの通信調査よりも前の時期にやっております。前回の調査票が適切かどうかとか、現状、業界がどうなっているかどうか、そういうことを我々が理解するために行っております。実際、我々が委託者に対して実態調査した会社さんの中には、通信調査で回答いただけたところもあれば、いただけなかったところもあるというのが現状でございます。

高橋委員

ありがとうございます。実態調査とそのヒアリングが少しかけ離れていたりとかってということもあるのかなっていうのをちょっと印象として感じましたので、この実際の実態調査の中で172名の方に送ったんでしょいか、その最低工賃に該当する設定されている方が14名ってということであると思うんですけど、もしこれで工賃を上げた場合、この14名、あるいはその下の「(2)」の最低工賃が実際に適用されていると回答された3名の方が、工賃を上げることによって職を失って「廃業等(E)」というところですね、ここの数字が増えてしまうということもあまり望ましくないんじゃないかなというふうに感じておりますので、この実態調査と実際のヒアリングってところが、できればかけ離れないような形で調査をしていただけると非常にありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

深道部会長

公益の先生からは何かございますか。

石毛委員

公益委員での立場でどこまで話していいのかってなかなか難しいところでございます。先ほどの清田委員からお話がありました制度のたてつけの問題というのは、これは恐らく行政サイドとしても、本当はこれ立法サイドの話になっちゃうので、なかなかここの議論は難しい話のような気がしますが、今フリーランス法との関係が出ましたけれども、他制度との関係ってというのはどこかでやっぱり1回整理したほうがいいような気がしなくはないですね。それが多分できるのは、行政サイドの労働局さんがこれはこういう制度で、これだけ網羅しています。これはこうです。最低工賃をこうやって見て分かるのは、適用対象外のものが結構多いなっていうのがすごく印象に残ってしまっていて、婦人既製服だけで、しかも先ほどお話をあつたワイシャツが含まれないとか幾つかあって、含まれないものが非常に多いというのが、一種の限界というか宿命であって、実際これで十何年前に、これでも幾つか増やしてこれですから、どうしても制度上しようがないんですよね。こういうような仕組みになっている以上、じゃあこの仕組みを活用できる場合はどういう場合で、そうじゃない場合はどういう場合なのかっていうのは、これは本省ベースの話だと思います。なかなか東京ベースでやるのは難しいと思うんですけども、ちょっと検討する必要が本当はあるんだろうなという気がします。そこを大きくやったのが今回の

フリーランス法の話だとか、いろいろ。フリーランス法はただ個別の工程を丁寧にやっているわけでは必ずしもないので、そこら辺なかなか、それはそれで1つ問題が出てくる。何か特定の部分だけ低いような、例えば工賃とかそういう請負金額になった場合に、何が適正なのかと判断する基準がなかなかないという問題が出てくるので、今はだからこうやって最低工賃をやるのが一応その適正性を判断した上でできるので、それはより細かくできる。

なかなかその辺の制度のたてつけの難しさというのを、今回私感じておりまして、今回はあくまで家内労働から最低工賃に向かうプロセスの中でこの議論をしていますから、それはそれで議論するべきだと思いますけど、中長期的な政策対応としてはまたいろいろ考えなきゃいけないんだろうなというのが私の印象です。

この後、話としてこれを行政に生かしていただくという言葉が出てくるんですけど、その中でこういった意見もあったということちょっと含みおきいただけるとありがたいなと思っております。私からは以上でございます。

深道部会長

ありがとうございます。

私も一言申し上げれば、最初にマッハの聞き取りでしたのでメモが間違っているかもしれないんですが、このアパレル業界、発注があって見積もりがないと、業者の言い値で加工賃の交渉ができない業界だっていうお話を聞きました。なので、なかなか難しい中で最低工賃というのが、必要性があって設けられているのかなと思いますので、最低賃金との価格差というところはすごく大きく開きがあるので、検討しなきゃいけない改正のかなという印象は持っております。以上でございます。

それぞれの御立場の御意見をいただいたところではありますが、いったん休憩し、その間に論点を整理したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長

それでは、これより休憩とし、審議再開の際には事務局から御連絡する

ことといたします。事務局から御案内をお願いします。

(休憩)

深道部会長 それでは、審議を再開いたします。

それぞれの御立場から御意見をいただいたところではありますが、公益委員としては、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃に関わる家内労働者は減少傾向にあるものの一定数残っており、最低工賃が実効性を失ったとまでは言えないこと。東京都婦人既製洋服製造業最低工賃については、平成20年度審議、平成21年4月1日改正以降、改正がされていないこと。家内労働法第13条において、最低工賃については、労働者の「最低賃金との均衡を考慮して」定める旨の規定がおかれているところ、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃については、平成21年4月1日の改正を最後に、その後、改正がされておらず、その間、東京都最低賃金が大きく引き上げられており、最低賃金との均衡については考慮する必要があると考えられること。類似の最低工賃が設置された他の県よりも、東京のほうが工賃額が低くなっている工程も認められること。東京において婦人既製洋服に関わる業界団体などが改正を妥当とする意見を述べていること。賃上げの動きや物価上昇の現状に対応し、婦人既製洋服製造業に携わる家内労働者の方々が一定の生活レベルや仕事へのモチベーションを維持していくために必要な措置であること、ということから、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃について、改正という意見を公益案としたいと思います。

公益案について採決をしますが、よろしいでしょうか。

それでは、公益案に賛成してくださる方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

分かりました。4名賛成と3名反対という御意見でございました。賛成多数で公益案を当部会の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

本日いただきました御意見は今後の行政運営に生かしていただき、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃については改正ということで当部会の意見とし、諮問については、最終的には東京労働局長の判断を尊重することといたします。

なお、いただきました御意見については今後の行政に反映していただくため、東京労働局長には委託者側委員、公益委員の御意見があったことをお伝えいたします。

続きまして、「議事（５）その他」ですが、事務局から何かございますか。

賃金課長

この後の流れについて御説明させていただきます。

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃につきましては、本日家内労働部会として御検討の結果、御意見を踏まえつつ、諮問の有無を検討させていただきまして、その結果につきましては、この後、御報告をさせていただきたいと思っております。なお、諮問を行った場合でございますが、その後、東京地方労働審議会長より関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取を行う旨の公示をさせていただきます。

また、家内労働部会とは別に、最低工賃専門部会を設置いたしまして最低工賃の改正について調査審議いただく予定となっております。以上です。

深道部会長

それでは本日の審議はこれで終了いたします。

清田委員

すみません。1点だけよろしいでしょうか。

すみません、先ほど部会長から採決という形でいただいて、賛成の挙手は挙げませんでした。決して審議をすることについて反対というところではないところだけちょっと補足をさせていただきたいと思っております、と申しますのが、今回工賃額を見直していくということの必要性の前に、果たしてこの調査で出てきた3名の方々の工賃を決定するのを、この場で議論することが適切なのかどうかというところについては、一定程度慎重に議論する必要があるのではないかなど。

いわゆる当事者間の価格交渉の場をしっかりと設置をし、交渉を促していくほうが、当事者間の納得感も高まり、適切なのではないかと、この規模を考えたときにこの制度の中で決めるよりも、もはやそういう個別対応を

促していくほうが適切なレベル感になってきているのではないかなというところを本日の議論の中で感じたところでございます。

なので、一概に現時点でこの採決、審議というのを迫られたときに、何とも発言しづらいなというふうに思ったところでございます。私からは以上です。

深道部会長

ありがとうございました。多分3名とも同じ、うなずいておられますので、そういう御意見だったということはお伝えいただき、今後の検討というふうにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事録につきましては、公益委員は部会長の私が確認します。家内労働者側委員は精松委員、委託者側委員は小野塚委員に確認をお願いいたします。

本日は以上でございます。ありがとうございました。